

証券コード 6647
2022年6月6日

株 主 各 位

東京都葛飾区立石四丁目34番1号

森尾電機株式会社

取締役社長 菊 地 裕 之

第90回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第90回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時20分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時（開場 午前9時）
2. 場 所 東京都葛飾区立石六丁目33番1号
かつしかシンフォニーヒルズ別館5階会議室「レインボー」

3. 目的事項

報告事項

1. 第90期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第90期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役7名選任の件

4. その他株主総会招集に関する事項

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前（2022年6月25日）までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

【ご注意】

本定時株主総会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当社といたしましては、以下のとおり、昨年と同様の対応をすることとなりますので、ご了承、ご協力をお願い申し上げます。

1. 本定時株主総会の会場は、予定しております会場の封鎖等により、変更することがあります。変更の場合は、書面による郵送又は当社ホームページにおいて掲載することにより、お知らせいたします。
 2. 本総会にご出席される株主の皆様におかれましては、マスクの着用をお願いいたします。マスクを着用されない場合は、ご入場を制限させていただく場合がございます。
 3. 会場への入場前に体温測定（非接触型体温計を使用）へのご協力をお願いいたします。発熱等が確認された場合は、ご入場を制限させていただく場合がございます。
 4. 来場された株主の皆様が体調不良と見受けられた場合は、ご入場を制限させていただく場合がございます。
 5. 会場の座席間隔を広く確保するため、十分な座席数を確保できず、ご着席いただけない場合、又はご入場いただけない場合がございますので、予めご了承のほど、お願い申し上げます。
 6. 議事を円滑かつ効率的に進めるため、ご報告・ご説明等は簡潔に行い、開催時間の短縮を図る予定です。株主の皆様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。
 7. 以上のほか、総会日時点において必要な新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じてまいります。
- ◎ 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、省資源のため、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送又は当社ホームページにおいて掲載することにより、お知らせいたします。
 - ◎ 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主の皆様におかれましてもご出席いただく場合には軽装にてお願い申し上げます。

当社ホームページ : <http://www.morio.co.jp>

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

(1) 全般の概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の進展に伴い、経済活動の再開への動きが見られましたが、新たな変異株による感染急拡大やウクライナ情勢、原材料やエネルギー価格の高騰、円安の進行など、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような経営環境の中、当社グループは新型コロナウイルスの感染防止に万全の注意を払いながら営業活動・生産活動を展開した結果、当連結会計年度の売上高は85億6百万円（前年同期は95億91百万円）となり、受注高は95億82百万円（前年同期は95億75百万円）となりました。

利益につきましては、当連結会計年度の営業利益は4億52百万円（前年同期は3億29百万円）、経常利益は4億59百万円（前年同期は3億40百万円）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は2億70百万円（前年同期は2億4百万円）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。そのため、前連結会計年度と収益の会計処理が異なることから、増減額及び前年同期比（％）を記載しておりません。

収益認識会計基準等の適用により、当連結会計年度の売上高は2億49百万円増加し、営業利益及び経常利益はそれぞれ1億20百万円増加しております。

(2) セグメント別の概況

[電気機器製造販売事業]

電気機器製造販売事業の売上高は83億58百万円（前年同期は94億44百万円）となり、受注高は95億82百万円（前年同期は95億75百万円）となりました。

① 鉄道関連事業

主力の鉄道関連事業につきましては、主に国内通勤近郊電車等の車両需要向けを中心に受注活動を展開した結果、売上高は61億14百万円（前年同期は66億円）となり、受注高は71億43百万円（前年同期は67億29百万円）となりました。

② 自動車関連事業

自動車関連事業につきましては、各高速道路会社等に対し車載標識車を中心とする受注活動を展開した結果、売上高は21億27百万円（前年同期は26億23百万円）となり、受注高は23億21百万円（前年同期は26億77百万円）となりました。

③ 船舶等関連事業

船舶等関連事業につきましては、防衛省関連等への出荷を中心に受注活動を展開した結果、売上高は1億15百万円（前年同期は2億19百万円）となり、受注高は1億17百万円（前年同期は1億68百万円）となりました。

[不動産関連事業]

不動産関連事業につきましては、各賃貸マンションが堅調な売上を維持しており、売上高は1億48百万円（前年同期は1億47百万円）となりました。

電気機器製造販売事業セグメント 営業部門別受注高・受注残高

(単位：百万円)

営業部門別	受注高						受注残高					
	前期		当期		増減		前期		当期		増減	
		%		%		%		%		%		%
鉄道関連事業	6,729	70.3	7,143	74.6	413	6.1	8,129	93.1	9,281	89.0	1,151	14.2
自動車関連事業	2,677	28.0	2,321	24.2	△355	△13.3	488	5.6	1,029	9.9	541	110.8
船舶等関連事業	168	1.7	117	1.2	△50	△30.0	113	1.3	115	1.1	1	1.5
合計	9,575	100.0	9,582	100.0	6	0.1	8,731	100.0	10,426	100.0	1,694	19.4

セグメント別 営業部門別売上高

(単位：百万円)

営業部門別		売上高			
		前期		当期	
			%		%
電気機器製造販売事業	鉄道関連事業	6,600	68.8	6,114	71.9
	自動車関連事業	2,623	27.4	2,127	25.0
	船舶等関連事業	219	2.3	115	1.4
	小計	9,444	98.5	8,358	98.3
	不動産関連事業	147	1.5	148	1.7
	合計	9,591	100.0	8,506	100.0

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の売上高については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は1億39百万円であります。その主なものは、電気機器製造販売事業における竜ヶ崎事業所での法面保護工事及び生産設備の新設等であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度は増資等による資金調達は行っておりません。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

8. 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の進展に伴い、経済活動の再開への動きが見られましたが、新たな変異株による感染急拡大やウクライナ情勢、原材料やエネルギー価格の高騰、円安の進行など、依然として先行きは不透明な状況が続くものと予想されます。

このような状況の中、当社は、中長期的な経営目標を達成するため、対処すべき課題として次の項目を進めてまいります。

(1) 既存事業の一層の強化を進めてまいります。

主力の鉄道関連事業では、引き続き多品種少量生産と価格競争の激化に対応した生産性の向上及びコストの削減をより強く進めてまいります。

(2) 海外向け鉄道車両案件への対応力強化を図ってまいります。

米国現地法人の鉄道車両案件への対応力の一層の向上に取り組んでまいります。

(3) 新製品の開発・改良を引き続き推進してまいります。

企業のさらなる発展のために、次代の当社の主力となるべき製品・部品の開発・改良を引き続き推進してまいります。

(4) 生産性向上のための生産設備及び作業環境改善に取り組んでまいります。

竜ヶ崎事業所工場棟の老朽化した機械設備を順次計画的に最新鋭のものに更新し、生産性の向上に取り組んでまいります。

(5) 全社的環境改善活動を推進してまいります。

当社は、2006年3月に環境の国際標準でありますISO14001を認証取得し、社内の環境改善を進めてまいりましたが、使用電力量の削減、会議のペーパーレス化、5Sの徹底等により、引き続き全社的な環境改善活動を推進してまいります。

(6) 組織力の一層の強化を進めてまいります。

人材教育を充実していくとともに、各階層とのコミュニケーションの強化を図り、生産性向上に向けた組織力を一層向上してまいります。

株主の皆様におかれましては、当社の経営活動に引き続きご理解を賜りますとともに、今後ともなお一層のご支援、ご協力の程をお願い申し上げます。

9. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第87期	第88期	第89期	第90期
	(2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	(2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	(2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	(当連結会計年度) (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
受 注 高(千円)	9,646,650	11,542,435	9,575,277	9,582,274
売 上 高(千円)	9,323,945	9,866,853	9,591,100	8,506,402
経 常 利 益(千円)	197,710	531,790	340,076	459,152
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	144,643	281,072	204,515	270,392
1株当たり当期純利益 (円)	105.16	204.36	148.70	196.60
総 資 産(千円)	9,688,276	9,900,031	8,883,783	7,945,207
純 資 産(千円)	4,058,404	4,035,206	4,161,458	4,210,458
1株当たり純資産額 (円)	2,950.58	2,933.88	3,025.72	3,061.44

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

10. 主要な事業内容

2022年3月31日

営業部門別	主要製品名
電気機器製造販売事業	鉄道関連事業 主幹制御器、配電盤、配電箱、補助回路機器、蛍光灯、LED照明器具、行先表示器、各種照明配線器具、電気暖房器、旅客情報表示装置、車両用モニタリングシステム、各種保安機器、地上用設備機器等
	自動車関連事業 自走式標識車、各種車載標識装置、地上設備用分電盤、各種保安機器、投光器、道路用各種情報装置等
	船舶等関連事業 各種防爆灯及び防爆器具、艦艇用照明配電器具、船用各種照明器具、船用情報案内装置、船用電気通信器具等、大型情報表示装置、各種情報ボード、セキュリティ関連機器等
不動産関連事業	不動産賃貸物件5棟等

11. 主要な事業所

(1) 当社

2022年3月31日

事業所	所在地
本社	東京都葛飾区立石四丁目34番1号
工場 竜ヶ崎事業所	茨城県龍ヶ崎市
営業所 大阪営業所	大阪府大阪市北区
出張所 仙台出張所	宮城県仙台市宮城野区

(2) 子会社

2022年3月31日

会社名	所在地
Morio USA Corporation	アメリカ合衆国ネブラスカ州リンカーン市

12. 従業員の状況

2022年3月31日

区 分	男 子	女 子	合 計
従 業 員 数 (名)	176	60	236
(前連結会計年度末比増減)	(△2)	(1)	(△1)

13. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

2022年3月31日

会 社 名	資 本 金	議 決 権 率	主 要 な 事 業 内 容
Morio USA Corporation	千ドル 4,000	% 100	鉄道車両用電気機器製造販売

(3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

14. 主要な借入先

2022年3月31日

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行	千円 460,000
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	278,382

15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ 会社の株式に関する事項

- | | |
|-------------|------------|
| 1. 発行可能株式総数 | 5,700,000株 |
| 2. 発行済株式の総数 | 1,425,000株 |
| 3. 株主数 | 1,031名 |
| 4. 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社 S M B C 信託銀行	128,600	9.35
有限会社 森尾商会	120,000	8.73
川崎車両株式会社	89,575	6.51
日本車輛製造株式会社	75,825	5.51
森尾電機さつき会	71,776	5.22
株式会社 きらぼし銀行	65,700	4.78
セントラル警備保障株式会社	65,000	4.73
森尾電機自社株投資会	58,843	4.28
中西電機工業株式会社	50,800	3.69
株式会社 金子工務店	33,100	2.41

(注) 持株比率は、自己株式 (49,680株) を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

会社における 地	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	小 泉 泰 一	
取締役社長 (代表取締役)	菊 地 裕 之	
常務取締役	北 澤 公 夫	竜ヶ崎工場長
常務取締役	大 橋 貢	資材部部长
取締役	木 下 寛	経営管理部門統括
取締役	平 野 了 士	海外支援室室長
取締役	鎌 田 伸一郎	セントラル警備保障株式会社取締役会長
常勤監査役	小 山 博 史	
監査役	堀 勝 彦	
監査役	柘 植 幹 雄	

- (注) 1. 鎌田伸一郎氏は、社外取締役であります。なお、当社は鎌田伸一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 堀勝彦氏及び柘植幹雄氏は、社外監査役であります。なお、当社は柘植幹雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

3. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員 (名)	支 給 額 (千円)
取 締 役 (うち社外取締役)	7(1)	119,504 (1,200)
監 査 役 (うち社外監査役)	3(2)	12,366 (3,600)
合計	10	131,870

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 期末現在の人員数は取締役7名、監査役3名であります。
3. 支給額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額30百万円（取締役6名に対して28百万円、監査役1名に対して1百万円）が含まれております。
4. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る方針決定
 当社は取締役会にて、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり定めております。
- (1) 基本方針
 当社の取締役報酬等については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各取締役の役位を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、固定報酬としての基本報酬と、賞与等により構成し、社外取締役に対する報酬は、その職務の性格から業績を考慮せず、基本報酬のみとしております。
- (2) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針
 当社の取締役に対する基本報酬は、月例の固定報酬とし、取締役の役位の大きさ等に応じて取締役会により決定しております。当事業年度における個人別の報酬等の内容は基本報酬と賞与等であり、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると取締役会が判断しております。
- (3) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部の委任について
 上記を決定方針とし、取締役の個人別の基本報酬と賞与の額の決定について、代表取締役社長菊地裕之に一任しております。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには代表取締役が最も適しているからです。
- (4) 取締役及び監査役の報酬等について株主総会の決議に関する事項
 当社取締役及び監査役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の当社第75回定時株主総会において、取締役報酬限度額は年額200百万円（うち、社外役員の報酬額は年額10百万円以内）、監査役報酬限度額は年額30百万円と決議しております（使用人兼取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点での取締役の人員数は7名（うち、社外取締役1名）、監査役の人員数は3名（うち、社外監査役2名）です。

4. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況

取締役鎌田伸一郎氏は、セントラル警備保障株式会社の取締役会長を務めており、同社は当社株式4.73%を保有する大株主であるとともに、当社は同社と製品の販売等の取引関係があります。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	鎌田伸一郎	当事業年度開催の取締役会には、13回のうち13回出席し、主に企業経営分野における豊かな経験と高い見識に基づき、また、独立した立場から議案審議等に必要な発言を行っており、引き続き当社社外取締役として、十分な役割を果たしていただけるものと期待しております。
監査役	堀勝彦	当事業年度開催の取締役会には、13回のうち6回出席し、主に当業界における豊富な経験から、当社の経営上有益な指摘、意見を述べております。 また、当事業年度開催の監査役会には、13回のうち13回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	柘植幹雄	当事業年度開催の取締役会には、13回のうち13回出席し、主に当業界における豊富な経験から、当社の経営上有益な指摘、意見を述べております。 また、当事業年度開催の監査役会には、13回のうち13回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

IV 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称
東陽監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額（千円）
会計監査人としての報酬等の額	21,000
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めて記載しております。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である東陽監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の会計監査人は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

V 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社及び当社の子会社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための内部統制システムの体制を定め、効率的で適法な企業体制の確立を図っております。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 役付取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、法令及び定款遵守の周知徹底と実行を図る体制を構築しております。
- ② コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程及びコンプライアンス・マニュアルに基づき、企業倫理と法令遵守意識の醸成を図り、企業活動の中での法令違反の未然防止に努めております。
- ③ 内部統制監査課は、内部統制及び内部監査規程に基づき継続的に各業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努めております。
- ④ コンプライアンスに関する問題が万が一発生した場合は、その内容・対処案がコンプライアンス委員会を通じ、取締役会、監査役会に報告される体制を構築しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、職務執行上必要とする文書その他重要情報に関しては、秘密文書取扱規程に基づき適切に保存管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持するよう努めております。
- ② 社内の重要情報や顧客情報等に関しては、文書管理規程に基づき適切な保存管理に努めております。

(3) 当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、経営の緊急時に発生するリスクに関しては、緊急時基本対応規程に基づき迅速・適切に対応し、リスク回避のできる体制の構築に努めております。

- ② 内部統制監査課は、監査役及び会計監査人と連携をとり、各部門の業務運用状況の適正性及び会計処理の正確性等のリスク管理状況を監査し、代表取締役へ報告する体制を構築しております。
- (4) 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、取締役が機動的な経営判断及び職務執行が効率的に行われる体制を確保するため、取締役会において法令で定められた事項のほか、経営の基本方針を始めとする会社の重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督する体制を構築しております。
- ② 取締役の責任を明確化し、権限を強化することで、取締役の職務執行において経営意思決定の迅速化及び業務執行機能の強化が図られる体制を構築しております。
- ③ 取締役会は、中期経営計画を策定するとともに、毎期事業部門ごとに業績目標と予算設定を行い、逐次業績を管理できる体制を構築しております。
- (5) 当社及び当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、子会社に対して、当社の取締役又は使用人を取締役及び経営幹部として派遣し、それらの業務運営を定常的に管理監督する体制を構築しております。
- ② 子会社の経営については、定期的に書面又は当社取締役会及び経営会議において報告を受け、重要な経営事項の決定に関しては、社内規程に基づき原則として当社の事前承認を取得する体制を構築しております。
- ③ 内部統制監査課は、監査役及び会計監査人と連携を取りつつ、社内規程に基づき子会社の監査を実施する体制を構築しております。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役が必要とした場合は、監査役の職務を補助する使用人を置くものとし、その人事等については、取締役は監査役と事前協議の上で実施する体制を構築しております。
- ② 監査役の補助をする使用人は、監査の補助業務を遂行するにあたり、取締役からの指揮命令を受けない体制を構築しております。

- (7) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役・使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、又は法令・定款に違反する重大な事実を知った時は、直ちに監査役に対して報告する体制を構築しております。又、監査役に報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないこととしております。
 - ② 監査役は、取締役会のほか、重要な事項の決定がなされる会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求める体制を構築しております。
 - ③ 監査役は、監査役監査の実効性を確保するため、監査体制の整備等についての要請ができるとともに、代表取締役は定期的に監査役と面談を行い、内部統制体制の整備等について意見交換する体制を構築しております。
- (8) 監査役職務の遂行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査役職務執行上必要と認められる費用については予算化し、その前払い等の請求があるときは、当該請求が適正ではない場合を除き、速やかにこれに応じることとしております。
 - ② 緊急又は臨時に支出した費用については、事後の償還請求に応じております。
- (9) 反社会的勢力排除に向けた体制
- ① 当社はコンプライアンス・マニュアルにおいて「反社会的勢力との絶縁」を明記し、法令遵守教育を通じて、社内への周知徹底を図っております。
 - ② 対応部署は、人事総務部が中心となり警察当局や顧問弁護士等の専門機関と緊密な連携を図り、反社会的勢力からの不当な要求に対して適切に対処できる体制を構築しております。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は13回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役は13回出席いたしました。その他、監査役会は13回、幹部会議は12回、コンプライアンス委員会は1回開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部統制監査課、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部統制監査課は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び内部統制監査、子会社の内部統制監査を実施いたしました。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、鉄道車両や自動車・船舶関係の電装品メーカーである当社の経営においては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社に与えられた社会的な使命、それら当社の企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解が不可欠です。これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社の企業価値の源泉である、①電装品や装置の開発設計の技術者集団として、豊富な経験とノウハウに裏付けされた技術力、②設計から販売まで、顧客のニーズを確実に捉えた製品づくりを可能とした一貫生産体制、③安全性を重視した製品を提供するための徹底した品質管理体制、④長年の間に築き上げた顧客との強固な信頼関係、⑤地球環境保全への貢献を意識した企業精神等が必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益や当社に関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか等買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間のうちに適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会又は株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後にのみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるものもないとはいえません。当社は、かかる大規模な買付行為に対して、当社取締役会が(2)②に記載する本対応方針に従って適切と考える方策をとることが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

(2) 基本方針実現のための取り組み

① 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は主に受注生産により事業を行っているため、主力の鉄道関連事業では国内・海外車両の代替需要及び新規需要の影響を大きく受けます。したがって、経済環境による収益への影響を抑えるために、一貫生産体制の推進及び顧客のニーズを的確に捉えた製品供給を通じて、生産性の向上と収益体質の強化に取り組んでおります。具体的には、2022年1月に、高剛性フレームと新ハイブリッドシステムによって、加工範囲を拡大し、高速、高精度曲げ加工を可能にしながら、従来機よりも省エネ性能と作業環境の改善を実現した「ハイブリッドドライブベンダー」の新機種を導入しました。引き続き、持続的成長と競争力を高めていくため、竜ヶ崎事業所工場棟の機械設備を順次計画的に最新鋭のものに更新してまいります。また、2021年から2024年にかけて快適な職場環境づくりと災害防止の一環として、竜ヶ崎事業所西側傾斜地の保護工事（フリーフレーム工法）の整備を進めてまいります。本工事は、傾斜地の

安定化を図るとともに地域の自然環境と調和を保ちながら緑化活動に取り組んでおります。今後も、作業環境維持と改善を両立させながら、持続可能な地球環境保全への社会的責任を果たしてまいります。

また、国内の鉄道車両産業が成熟化する中で、海外鉄道車両事業への関わりがますます大きくなってまいりますので、引き続き海外鉄道車両案件への対応力の一層の向上に取り組んでまいります。その一環として、2013年8月に開設した米国現地法人では、2015年3月より現地生産品の納入が始まりました。さらに、2016年7月には新工場への移転を行い、事務所と倉庫を集約することで、コミュニケーションの充実と業務の効率化を図りました。

2012年3月には創業100周年記念事業の一環として、旧日本の再開発計画に着手しました。本社社屋は2013年12月に完成し、本社社屋を本社事務所と賃貸住宅の共用建物として建て替えました。このことにより、不動産賃貸事業の強化と収益の安定化を図ることができました。今後も、住民の皆様が安心して住める環境づくりに努めてまいります。

2017年1月に品質マネジメントシステム「ISO9001」、2017年3月には、環境マネジメントシステム「ISO14001」の各認証について、年次審査とともに2015年度版へ移行いたしました。特に品質マネジメントシステム「ISO9001」については、2015年度版への移行に伴い、本社及び竜ヶ崎事業所以外に大阪営業所と仙台出張所も認証取得を行い、対象の範囲を広げました。また、複数のマネジメントシステム規格を同時利用する際の利便性を高めるため、ISO9001、ISO14001の両規格に共通の規格構造や要求事項などが採用され、経営や事業との一体化を図ることで、より効果的な推進体制を整えられるようになりました。当社では、企業の社会的責任の最重要取り組みの一つとして、品質保証レベルの向上並びに環境配慮設計への取り組みを強化してまいります。引き続き社会から信頼される企業として、新たなマネジメントシステムに基づき、品質管理と環境保全への万全な取り組みを推進してまいります。

さらに取締役会が適正かつ効率的に業務執行機能を発揮できるよう、取締役の責任を明確化し権限を強化することで事業運営上重要な事項について常勤役員による迅速な意思決定ができる体制を採用しており、取締役会ではこのような業務執行について、社外取締役及び社外監査役を中心に多面的にチェックする体制が図られている等、コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けて取り組んでおります。

② 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2009年5月8日付取締役会決議及び同年6月26日付定時株主総会決議に基づき、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）を導入し、2021年5月13日開催の当社取締役会において、同年6月29日開催の定時株主総会における株主の皆様の承認を条件として本対応方針を継続することを決議いたしました。

本対応方針は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、予め当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。）、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等（以下、かかる買付行為又は合意等を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為又は合意等を行う者を「大規模買付者」といいます。）が行われる場合に、大規模買付行為に応じて当社株式を売却するか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報を確保し、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とするものです。

また、上記基本方針に反し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を新株予約権の発行等を利用することにより阻止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることを目的としております。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに当社が定める大規模買付ルールに従う旨が記載された意向表明書を提出することを求めます。大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき、株主の皆様の判断並びに当社取締役会及び独立委員会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）の提供を求めます。

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）（最大30日間の延長があり得ます。）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当該期間内に、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見をとりまとめて公表するとともに、必要に応じ、大

規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否か及び対抗措置をとるか否か等の判断については、その客観性、公正さ及び合理性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置したうえで、取締役会はこれに必ず諮問することとし、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動又は不発動もしくは株主総会招集の決議その他必要な決議を行うものとし、対抗措置として、新株予約権の発行を実施する場合には、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件、及び当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項を付すことがあるものとし、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当社取締役会は、上記決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本対応方針の有効期限は、2021年6月29日開催の定時株主総会においてその継続が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。ただし、本対応方針の有効期間中であっても、当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで本対応方針を廃止する旨の決議を行った場合には、当該決議の時点をもって本対応方針は廃止されるものとし、また、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本対応方針の変更を行うこともあります。

なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.morio.co.jp/>）に掲載する2021年5月13日付プレスリリースをご覧ください。

(3) 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(2) ①に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の基本方針に沿うものです。

また、(2) ②に記載した本対応方針も、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる目的をもって継続されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置の発動・不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者である専門家等を利用することができるとされていること、必要に応じて新株予約権の無償割当ての実施につき株主総会に諮ることとなっていること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題として位置づけており、今後の事業展開に必要な内部留保を確保し、将来にわたる安定配当の維持を重視しながら、業績に応じた適切な配当政策を実現していくことを基本方針としております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案いたしまして、株主の皆様のご支援にお応えするため、1株当たり50円とさせていただきます。

また、内部留保資金につきましては、財務体質の維持・強化、将来の最適生産体制のための設備投資、新製品・新技術の研究開発等、当社の企業競争力強化のために活用してまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,163,759	流 動 負 債	2,859,499
現金及び預金	830,357	支払手形及び買掛金	887,337
受取手形	41,476	電子記録債務	948,570
売掛金	1,267,267	短期借入金	300,000
電子記録債権	453,804	一年内返済予定の長期借入金	167,868
商品及び製品	275,330	リース債務	113,130
仕掛品	1,553,730	未払法人税等	154,880
原材料及び貯蔵品	675,064	賞与引当金	157,960
その他の流動資産	66,729	役員賞与引当金	30,000
固 定 資 産	2,781,448	その他の流動負債	99,752
有形固定資産	1,561,666	固 定 負 債	875,250
建物及び構築物	2,972,853	長期借入金	576,039
減価償却累計額	△1,679,705	リース債務	155,151
建物及び構築物(純額)	1,293,147	繰延税金負債	82,556
機械装置及び運搬具	306,616	その他の固定負債	61,503
減価償却累計額	△198,839	負 債 合 計	3,734,749
機械装置及び運搬具(純額)	107,777	純 資 産 の 部	
土地	63,720	株 主 資 本	3,796,998
リース資産	153,954	資本金	1,048,500
減価償却累計額	△93,834	資本剰余金	897,272
リース資産(純額)	60,119	利益剰余金	1,921,958
その他	236,356	自己株式	△70,732
減価償却累計額	△205,299	その他の包括利益累計額	413,459
その他(純額)	31,056	その他有価証券評価差額金	392,110
建設仮勘定	5,844	為替換算調整勘定	21,349
無形固定資産	193,551	純 資 産 合 計	4,210,458
ソフトウェア	49,819	負 債 及 び 純 資 産 合 計	7,945,207
リース資産	135,929		
その他	7,802		
投資その他の資産	1,026,229		
投資有価証券	964,276		
その他	61,953		
資 産 合 計	7,945,207		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		8,506,402
売上原価		6,951,590
売上総利益		1,554,811
販売費及び一般管理費		1,102,681
営業利益		452,129
営業外収益		
受取利息	4	
受取配当金	14,017	
受取補償金	5,202	
雑収入	8,526	27,750
営業外費用		
支払替利息損失	13,884	
雑損	6,829	
雑損	13	20,727
経常利益		459,152
特別利益		
固定資産売却益	500	500
特別損失		
固定資産除却損	77	77
税金等調整前当期純利益		459,575
法人税、住民税及び事業税		141,692
法人税等調整額		47,490
当期純利益		270,392
親会社株主に帰属する当期純利益		270,392

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,048,500	897,272	1,828,269	△70,655	3,703,386
会計方針の変更による累積的影響額			△135,443		△135,443
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,048,500	897,272	1,692,826	△70,655	3,567,943
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△41,260		△41,260
親会社株主に 帰属する当期純利益			270,392		270,392
自己株式の取得				△77	△77
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	229,131	△77	229,054
当 期 末 残 高	1,048,500	897,272	1,921,958	△70,732	3,796,998

(単位：千円)

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換 算定	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	451,610	6,460	458,071	4,161,458
会計方針の変更による累積的影響額				△135,443
会計方針の変更を反映した当期首残高	451,610	6,460	458,071	4,026,015
当期変動額				
剰余金の配当				△41,260
親会社株主に 帰属する当期純利益				270,392
自己株式の取得				△77
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△59,500	14,889	△44,611	△44,611
当期変動額合計	△59,500	14,889	△44,611	184,443
当期末残高	392,110	21,349	413,459	4,210,458

連結注記表

継続企業の前題に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

1社

(2) 主要な連結子会社の名称

Morio USA Corporation

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定しております。）

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 評価基準：原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
- ・ 評価方法：商品及び製品、仕掛品は個別法に、原材料及び貯蔵品は総平均法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

市場販売目的のソフトウェアについては、販売可能な見込有効期間（3年以内）に基づく定額法、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

定額法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、電気機器製造販売事業において、鉄道関連事業、自動車関連事業、船舶等関連事業に関連する製品の製造販売を行っており、鉄道事業者、鉄道車両メーカー、高速道路会社各社、国土交通省、防衛省等を主な顧客としております。

これらの顧客に対して、主に完成した製品を納入することを履行義務と識別しており、原則として顧客が製品を検収した時点において、支配が顧客に移転することから、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、商品及び製品の販売について、従来は出荷時に収益を認識しておりましたが、支配が移転したときに収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」に含めて表示しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は2億49百万円増加し、売上原価は1億29百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ1億20百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は1億35百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度 繰延税金資産74,576千円

(連結計算書類上は繰延税金負債と相殺され繰延税金負債82,556千円を計上)

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、一時差異等加減算前課税所得により判断しており、一時差異等加減算前課税所得は、実行可能で合理的な期間における事業計画に基づいて算定しております。事業計画の見積りに使用された主な仮定は、将来の受注見込及び製造費用であり、これらの仮定に基づく数値は、業界動向、経済状況等の外部情報及び過去実績、受注状況等の内部情報の両方を基礎としております。

当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

担保に供している資産

建 物	570,028千円
土 地	1,989千円
合 計	572,017千円

担保に係る債務の金額

短期借入金	259,988千円
(1年内返済予定の長期借入金を含む)	
長期借入金	478,394千円
合 計	738,382千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 1,425,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年5月13日 取締役会	普通株式	41,260千円	30円	2021年 3月31日	2021年 6月30日

当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年5月16日 取締役会	普通株式	利益剰余金	68,766千円	50円	2022年 3月31日	2022年 6月30日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に電気機器の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らし、必要な資金及び短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスク及び為替変動リスクにさらされております。投資有価証券は主に取引先企業との業務等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、全て1年以内の支払期日であります。借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で12年後であります。このうち一部は変動金利であるため金利の変動リスクにさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は営業債権について、営業部門及び総務部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の連結貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部門等が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を適正に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち15.0%が特定の大口顧客（総販売実績に対する割合が100分の10以上の相手先）に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	964,276	964,276	—
資産計	964,276	964,276	—
(1) 長期借入金	743,907	748,616	△4,709
(2) リース債務	268,281	268,349	△67
負債計	1,012,188	1,016,965	△4,776

(注1) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	830,357	—	—	—
受取手形	41,476	—	—	—
売掛金	1,267,267	—	—	—
電子記録債権	453,804	—	—	—
合計	2,592,905	—	—	—

(注3) 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	300,000	—	—	—	—	—
長期借入金	167,868	142,433	73,562	39,996	39,996	280,052
リース債務	113,130	61,599	45,832	33,036	9,732	4,950
合計	580,998	204,032	119,394	73,032	49,728	285,002

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	964,276	—	—	964,276
資産計	964,276	—	—	964,276

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	748,616	—	748,616
リース債務	—	268,349	—	268,349
負債計	—	1,016,965	—	1,016,965

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元金利の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

1. 賃貸等不動産の概要

当社グループでは、東京都その他の地域において、賃貸用のマンション等（土地含む。）を有しております。

2. 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
767,875	△44,166	723,709	2,056,423

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 主な変動

減少は、減価償却費 44,166千円

3. 時価の算定方法

主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

3. 賃貸等不動産に関する損益

当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は71,982千円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	電気機器 製造販売事業	不動産関連事業	
鉄道関連事業	6,114,290	—	6,114,290
自動車関連事業	2,127,956	—	2,127,956
船舶等関連事業	115,834	—	115,834
顧客との契約から生じる収益	8,358,081	—	8,358,081
その他の収益	—	148,320	148,320
外部顧客への売上高	8,358,081	148,320	8,506,402

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基礎となる事項に関する注記等 4.会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

残存履行義務に配分した取引価格

当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 3,061円44銭

2. 1株当たり当期純利益金額 196円60銭

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	270,392
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
期中平均株式数（千株）	1,375

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

森尾電機株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所
指定社員 公認会計士 北 島 緑
業務執行社員
指定社員 公認会計士 猿 渡 裕 子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、森尾電機株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、森尾電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,028,134	流 動 負 債	2,833,735
現金及び預金	782,501	支払手形	273,881
受取手形	41,476	電子記録債権	948,570
売掛金	1,273,599	買掛金	590,049
電子記録債権	453,804	短期借入金	300,000
商品及び製品	275,330	一年以内返済予定の長期借入金	167,868
仕掛品	1,548,066	リース債権	113,130
原材料及び貯蔵品	590,795	未払金	77,033
前払費用	11,291	未払法人税等	154,880
その他の流動資産	51,267	預り金	20,729
固 定 資 産	2,997,243	賞与引当金	156,000
有形固定資産	1,554,645	役員賞与引当金	30,000
建物	1,207,865	前受収益	701
構築物	85,282	その他の流動負債	892
機械及び装置	106,861	固 定 負 債	879,843
車両運搬具	946	長期借入金	576,039
工具、器具及び備品	24,004	リース負債	155,151
土地	63,720	長期預り敷金保証金	19,478
リース資産	60,119	繰延税金負債	87,366
建設仮勘定	5,844	長期未払収益	41,695
無形固定資産	193,169	長期前受収益	112
ソフトウェア	49,437	負 債 合 計	3,713,579
ソフトウェア仮勘定	6,788	純 資 産 の 部	
電話加入権	1,014	株 主 資 本	3,919,688
リース資産	135,929	資本金	1,048,500
投資その他の資産	1,249,428	資本剰余金	897,272
投資有価証券	964,276	資本準備金	897,272
関係会社株式	223,908	利益剰余金	2,044,648
役員に対する保険積立金	38,341	利益準備金	192,500
長期前払費用	349	その他利益剰余金	1,852,148
その他の資産	22,552	別途積立金	500,000
資 産 合 計	8,025,378	繰越利益剰余金	1,352,148
		自 己 株 式	△70,732
		評価・換算差額等	392,110
		その他有価証券評価差額金	392,110
		純 資 産 合 計	4,311,798
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	8,025,378

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	8,504,763
売上原価	6,908,237
売上総利益	1,596,526
販売費及び一般管理費	1,034,875
営業利益	561,650
営業外収益	
受取利息及び受取配当金	14,022
為替差益	290
受取補償金	5,202
雑収入	7,980
営業外費用	
支払利息	13,884
雑損失	13
経常利益	575,248
特別利益	
固定資産売却益	500
特別損失	
固定資産除却損	77
税引前当期純利益	575,671
法人税、住民税及び事業税	141,692
法人税等調整額	51,720
当期純利益	382,258

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	1,048,500	897,272	897,272
会計方針の変更による累積的影響額			
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,048,500	897,272	897,272
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 利 益			
自 己 株 式 の 取 得			
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—
当 期 末 残 高	1,048,500	897,272	897,272

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				自己株式	株主資本計 合 本 計
	利 益 剰 余 金			利益剰余金 金 合 計		
	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	192,500	500,000	1,146,594	1,839,094	△70,655	3,714,211
会計方針の変更による累積的影響額			△135,443	△135,443		△135,443
会計方針の変更を反映した当期首残高	192,500	500,000	1,011,151	1,703,651	△70,655	3,578,768
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△41,260	△41,260		△41,260
当 期 純 利 益			382,258	382,258		382,258
自 己 株 式 の 取 得					△77	△77
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	340,997	340,997	△77	340,919
当 期 末 残 高	192,500	500,000	1,352,148	2,044,648	△70,732	3,919,688

(単位：千円)

残高及び変動事由	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	451,610	451,610	4,165,822
会計方針の変更による累積的影響額			△135,443
会計方針の変更を反映した当期首残高	451,610	451,610	4,030,379
当期変動額			
剰余金の配当			△41,260
当期純利益			382,258
自己株式の取得			△77
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△59,500	△59,500	△59,500
当期変動額合計	△59,500	△59,500	281,419
当期末残高	392,110	392,110	4,311,798

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

継続企業の前題に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式及び関連会社株式
総平均法による原価法
 - ② その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。)
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・ 評価基準：原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
 - ・ 評価方法：商品及び製品、仕掛品は個別法に、原材料及び貯蔵品は総平均法によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
市場販売目的のソフトウェアについては、販売可能な見込有効期間（3年以内）に基づく定額法、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - (3) リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
定額法によっております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、電気機器製造販売事業において、鉄道関連事業、自動車関連事業、船舶等関連事業に関連する製品の製造販売を行っており、鉄道事業者、鉄道車両メーカー、高速道路会社各社、国土交通省、防衛省等を主な顧客としております。

これらの顧客に対して、主に完成した製品を納入することを履行義務と識別しており、原則として顧客が製品を検収した時点において、支配が顧客に移転することから、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、商品及び製品の販売について、従来は出荷時に収益を認識しておりましたが、支配が移転したときに収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高は2億49百万円増加し、売上原価は1億29百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ1億20百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は1億35百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、個別計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度 繰延税金資産69,766千円

(計算書類上は繰延税金負債と相殺され繰延税金負債87,366千円を計上)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

建 物	570,028千円
土 地	1,989千円
合 計	572,017千円

担保に係る債務の金額

短期借入金 (1年以内返済予定の長期借入金を含む)	259,988千円
長期借入金	478,394千円
合 計	738,382千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,135,325千円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

関係会社に対する短期金銭債権	19,786千円
関係会社に対する短期金銭債務	13千円

損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引の取引高の総額

営業取引（収入分）	27,883千円
営業取引（支出分）	5,972千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	49,637	43	—	49,680

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 43株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	47,767千円
長期未払金	12,767千円
投資有価証券	30,961千円
未払事業税	10,256千円
棚卸資産評価損	7,710千円
関係会社株式	64,870千円
その他	6,745千円
繰延税金資産小計	181,079千円
評価性引当額	△111,313千円
繰延税金資産合計	69,766千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△157,132千円
繰延税金負債の純額	△87,366千円

関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 3,135円12銭
 2. 1株当たり当期純利益金額 277円94銭
- 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益（千円）	382,258
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
期中平均株式数（千株）	1,375

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

森尾電機株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所
指定社員 公認会計士 北 島 緑
業務執行社員
指定社員 公認会計士 猿 渡 裕 子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、森尾電機株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第90期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月16日

森尾電機株式会社	監査役会	
常勤監査役	小山博史	Ⓜ
社外監査役	堀勝彦	Ⓜ
社外監査役	柘植幹雄	Ⓜ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第16条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p>< 新 設 ></p>	<p>< 削 除 ></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="210 187 376 213">< 新 設 ></p>	<p data-bbox="780 155 848 181">(附則)</p> <ol data-bbox="772 187 1351 565" style="list-style-type: none"><li data-bbox="772 187 1351 344">1. <u>定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u><li data-bbox="772 350 1351 470">2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。</u><li data-bbox="772 476 1351 565">3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
1	小 泉 泰 一 (1948年1月25日生)	1970年7月 当社入社 1999年2月 当社鉄道事業部営業部長 2001年6月 当社執行役員営業本部副本部長 2004年10月 当社執行役員営業本部長 2007年6月 当社取締役営業本部長 2011年6月 当社常務取締役営業・資材部門統括 2014年4月 当社常務取締役営業部門統括 2014年6月 当社代表取締役社長 2018年6月 当社代表取締役会長（現任）	11,900株
2	菊 地 裕 之 (1964年10月25日生)	1987年4月 当社入社 2007年10月 当社資材本部資材部長 2012年4月 当社東部営業部長 2013年4月 当社理事東部営業部長 2014年4月 当社理事人事総務部長 2014年6月 当社取締役人事総務部長 2014年10月 当社取締役人事総務部長 兼資材部門統括 2017年6月 当社常務取締役人事総務部長 兼資材部門統括 2018年6月 当社代表取締役社長（現任）	7,400株
3	北 澤 公 夫 (1953年8月20日生)	1977年4月 当社入社 1999年5月 当社鉄道事業部技術部長 2001年5月 当社技術本部鉄道技術部長 2007年6月 当社技術本部長 2008年6月 当社執行役員技術本部長 2010年6月 当社取締役技術・品質部門統括 兼営業支援 2014年4月 当社取締役電ヶ崎工場長 2014年6月 当社常務取締役電ヶ崎工場長 2016年2月 当社常務取締役電ヶ崎工場長 兼技術部長 2018年1月 当社常務取締役電ヶ崎工場長 2020年2月 当社常務取締役電ヶ崎工場長 兼技術部長 2021年10月 当社常務取締役電ヶ崎工場長（現任）	10,100株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
4	<p style="text-align: center;">おお はし みつぐ 大 橋 貢 (1963年5月31日生)</p>	<p>1986年4月 当社入社 2007年10月 当社営業本部営業第一部長 2012年4月 当社資材部長 2013年4月 当社理事資材部長 2014年4月 当社理事東部営業部長 2014年6月 当社取締役営業部門統括 兼東部営業部長 2017年4月 当社取締役営業部門統括 兼東部営業部長 兼海外支援室長 2017年6月 当社取締役営業部門統括 兼東部営業部長 2018年6月 当社常務取締役営業部門統括 兼東部営業部長 2019年7月 当社常務取締役営業部門統括 兼資材部長 2020年4月 当社常務取締役資材部部長（現任）</p>	6,000株
5	<p style="text-align: center;">ひらの りょう し 平 野 了 士 (1954年8月25日生)</p>	<p>1977年4月 川崎重工業株式会社入社 1994年7月 KawasakiHeavyIndustries (U.K.) Ltd.出向 2000年7月 川崎重工業株式会社車両事業本部車 両事業部営業総括部交通システム営 業部長 2001年4月 同社車両カンパニー営業本部 海外営業部長 2003年11月 同社車両カンパニー営業本部 副本部長兼海外営業部長 2005年4月 同社車両カンパニー営業本部長 2014年7月 川重車両テクノ株式会社 代表取締役社長 2017年4月 当社非常勤顧問 2017年6月 当社取締役海外支援室室長（現任）</p>	2,900株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
6	※ しみず たけし 清水 毅 (1966年2月7日生)	1988年4月 株式会社東京都市銀行 (現 株式会社きらぼし銀行) 入行 2009年4月 同行梶ヶ谷支店長 2012年7月 同行立川支店長 2015年1月 同行本店営業部営業一部長 2015年7月 同行参与本店営業部営業一部長 2018年5月 きらぼし銀行本店営業部営業一部長 2018年6月 同行営業統括部兼コンサルティング 事業部部付部長 2019年7月 同行人事部部付部長 2019年10月 同行人事部上席調査役 2021年4月 当社人事総務部担当部長 2021年7月 当社人事総務部部長 (現任)	一株
7	かま だ しんいちろう 鎌田 伸一郎 (1953年4月19日生)	1977年4月 日本国有鉄道入社 1987年4月 東日本旅客鉄道株式会社入社 2003年6月 同社営業部担当部長 2004年6月 同社事業創造本部部長 2006年6月 同社理事高崎支社長 2009年6月 同社常務取締役事業創造本部 副本部長 2011年5月 セントラル警備保障株式会社 取締役 2011年6月 同社取締役専務執行役員 経営計画担当兼新事業担当 2012年5月 同社代表取締役執行役員社長 2013年3月 同社代表取締役執行役員社長 事業戦略推進本部長 2018年5月 同社取締役会長 (現任) 2019年6月 当社取締役 (現任)	一株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 鎌田伸一郎氏は社外取締役候補者であり、同氏が取締役会長を務めるセントラル警備保障株式会社とは、製品の販売等の取引関係があります。
3. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 鎌田伸一郎氏は、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、再任された場合引き続き独立役員となる予定であります。
5. 社外取締役候補者に関する事項は、次のとおりであります。
(1) 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割について
鎌田伸一郎氏は、鉄道輸送業界及び企業経営における豊富な経験と幅広い見識を有しており、内部統制やコンプライアンスに関する的確なご助言をいただくことにより、当社の経営体制が強化できるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。引き続き、当社社外取締役として十分な役割を果たしていただけるものと期待しております。

- (2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
鎌田伸一郎氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。
- (3) 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者鎌田伸一郎氏は、当社との間で責任限定契約を締結しております。
その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ① 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ② 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

ご参考 取締役候補者のスキルマトリックス

取締役	属性	業界特性スキル				共通スキル			
	独立性 (社外のみ)	経営 全般	業界 知識	営業 販売	生産 技術 研究 開発	国際的 経験	財務 ファイ ナンス	人事 人材 開発	コンプ ライア ンス ガバナ ンス
1 小泉 泰一	—	●	●	●					
2 菊地 裕之	—	●						●	●
3 北澤 公夫	—		●		●				●
4 大橋 貢	—		●	●	●				
5 平野 了士	—		●	●		●			
6 清水 毅	—						●	●	●
7 鎌田伸一郎	●	●	●						●

※本記載内容は各対象者に特に期待するスキル及び専門性であり、各対象者の有するすべてのスキル・専門的知見を表すものではありません。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都葛飾区立石六丁目33番1号
かつしかシンフォニーヒルズ
別館5階会議室「レインボー」
電話番号 (03) 5670-2222

交通 京成線（都営地下鉄浅草線直通）
「青砥駅」下車徒歩約5分

